

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

大綱で読む2023年度の税制改正(暮らし編)

NISA制度が大幅に拡充。 さらに使いやすく

こんにちは、高橋学です。今回は、2023年度の税制大綱の発表を受けて、日々の暮らしに関わる税制改正について3つのポイントから見ていきましょう。

まず注目したいのが、①の24年1月実施の「NISA制度の仕組みの抜本改正」です。現行のNISAは、金融庁が長期投資向きと認めた投資信託が対象の「つみたてNISA」と、上場株など幅広く投資できる「一般NISA」があり、前者は2042年まで、後者は2023年までの時限制度です。

しかし今回の改正で制度が恒久化され、非課税期間は無期限になります。投資枠も拡大され、「つみたてNISA」はつみたて枠として3倍の年120万円、「一般NISA」は成長投資枠として2倍の年240万円までになりました。さらに改正後は2つのNISAの併用ができるようになり、合計の投資枠は年最大360万円、非課税の生涯限度額は1,800万円にアップします（成長投資枠は1,200万円まで。1,800万円の全額をつみたて枠として使うこともできます）。

大幅な制度拡充によって、NISAはこれまで以上に使い勝手の良い資産形成手段となりました。老後の資産形成を考えるうえで使いこなしを改めて考えたいところです。

生前贈与の課税制度見直し、 エコカー減税の改正も

②の「贈与税の2種類の課税方式に関する改正」も重要なトピックです。「暦年課税」と「相続時精算課税」という2つの生前贈与の課税方式が見直されます。

暦年課税は、現在は相続開始前の3年間に贈与された財産については、相続財産に加算して相続税が課税されるルールがあり、相続対策として多く活用されています。今回、この対象期間が24年1月から順次延長され、31年の相続開始分からは7年に。加算される期間が長く、税負担が増します。緩和措置として、延長した4年間に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算しません。

一方、相続時精算課税制度については、24年1月から年110万円の基礎控除が創設され、この部分については、相続時精算課税制度を利用して贈与をした人が亡くなった際の相続税の課税価格に算入されなくなります。制度の使い勝手をよくし、利用普及を促すのが目的です。

③の「エコカー減税の燃費基準の段階的な引き上げ」では、24年1月から、減税を受けられる最低燃費基準が、現行の「60%」から「80%」まで段階的に引き上げられ、エコカーの普及を促します。



2023年度税制改正大綱(暮らし編)の 主なポイント

① NISA制度の仕組みの抜本改正 (24年1月~)

② 贈与税の2種類の課税方式に関する 改正 (24年1月~)

暦年課税制度: 生前贈与を相続財産に加算する期間が3年から7年に変更

相続時精算課税制度: 基礎控除が創設され、年間110万円までは確定申告が不要に

③ エコカー減税の燃費基準の段階的な 引き上げ (24年1月~)

NISAの仕組みが大幅に拡充 (24年1月~)

	今のNISA			新しいNISA	
	つみたて	一般		つみたて枠	成長投資枠
口座開設期間	2023年まで	2023年まで	→	恒久化	
非課税の期間	最長20年	最長5年	→	無期限	
1年間の投資上限	40万円	120万円	→	120万円	240万円
				合計360万円	
非課税の限度額(生涯)	800万円	600万円	→	1,800万円	
				うち成長投資枠の上限額 1,200万円	
投資対象	投資信託*	上場株式など	→	投資信託*	上場株式など
併用	不可		→	可	

※金融庁が長期投資向きと認めた投資信託に限る。